

新座墓地使用規則

- 使 用 申 込 (1) 墓地の使用を希望する者は、管理運営委員会に申込みこと。
(2) 使用の申込の有った場合は、委員会は速やかに審議し、区画を指定して認可する。
- 使 用 開 始 (1) 委員会の認可あり次第、使用権利金を納め使用を開始する。
(2) 指定された区画以外の所に造立又は植栽物件等を設置することを禁止する。
- 譲渡転貸の禁止 (1) 使用権は墓石を造立し、その祭祀を主宰する者に限り承認する。この場合のほかは、他の譲渡又は転貸することはできない。
- 墓 地 の 返 還 (1) 使用者が墓地を返還しようとする時は、使用区画を現状に復し、管理運営委員会に返還しなければならない。
(2) 使用権利金は返金しないものとする。
- 使用権の取消し (1) 長期間音信不通の場合、管理運営委員会でこれを審議し取消しを行うことができる。
- 使用者届出義務 (1) 使用権の継承をした場合。
(2) 墓地を返還しようとする場合。
(3) 使用者が住所変更又は改名した場合。
- 管 理 費 必要と認められた時、これを徴収する事ができる。
- 附 則 この規則は平成27年4月26日より施行する。